

リース会計基準の改訂動向

小宮山 賢

(証券アナリストジャーナル編集委員会委員)

1. はじめに

最近の財務情報の話題は、その情報の精度や不確実性が新型コロナウイルス問題により、大きく影響を受けるものばかりで、正面から論じにくい。そこで、本稿では、新型コロナ後に、最初に適用される重要な会計基準であるリース会計基準の改訂とその影響について考えてみる。

わが国のリース会計基準は、ファイナンス・リース取引について2007年に貸借対照表上はオフバランスで所要の注記を行う方式から、オンバランス化することとされたが、その後の改訂は行われていない。一方、IASB（国際会計基準審議会）では、2016年1月に、IAS（国際会計基準）第17号を改訂したIFRS（国際財務報告基準）第16号「リース」を公表している。この新基準は、リースの貸手の会計処理には大きな影響を与えないものの、借手の会計処理については、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引との分類区分をなくし、広く、解約不能のリース取引を使用権資産として計上することを求めている。

2020年12月25日に企業会計基準委員会から公表された「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」では、関連する業界団体から意見聴取を行った後、2020年2月に開発に関する基本的な方

針の提案と論点の提示を行い、現在、各論点について審議を行っているとされている。企業会計基準委員会のウェブでは、委員会の審議資料として、これらの検討資料が豊富に掲載されており、本稿では、それらの資料を参考に、改訂の動向を紹介し、その後の影響を考えることにしたい。

2. リース会計基準の基本的論点

現行のリース会計基準は、数値基準を多く含んでいる点を除けば、IAS第17号と考え方が、ほぼ同じである。公表されている審議資料によれば、リース会計基準の改訂の方向性について、「IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡便で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指すことが考えられる」とされている。

(1) リースの定義とリースの識別

日本基準とIFRS第16号のリースの定義を比較すると、**図表1**の通りである。

日本基準とIFRS第16号の定義を比較すると、「使用収益する権利」と「使用する権利」といったように類似しているが、「物件」と「資産」、「取引」と「契約」といったように、日本基準の方が